

意見書

平成24年2月15日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめ ほん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDD I 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 基本的な考え方

我が国のFTTHの普及については、2010 年度末時点における整備率は 92.7%に達している一方で、利用率は 37.8%¹に留まっており、利用率の向上が課題となっています。このため、「光の道」構想実現にむけて 取りまとめ」(平成 22 年 12 月 14 日報告)において、2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標として、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年 12 月 20 日答申)においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたところです。

光ファイバ接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められているところですが、ブロードバンド普及の推進にあたっては、競争を通じた技術革新や新たなサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないことに留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争を促進していく必要があると考えます。

国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用においては、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT 東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。

2. 平成 24 年度接続料について

平成 24 年度の接続料は、乖離額調整の適用によって NTT 東・西ともに当初見込み額より低廉化されましたが、そもそも将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、本来は認められるべきではありません。

光ファイバの接続料水準は、需要予測値の大半を占める NTT 東・西の利用動向に左右される構造になっているため、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くおそれが依然としてあります。従って、乖離額調整を適用しない本来の将来原価方式に早期に戻すべきです。

3. 分岐単位接続料設定について

光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づい

¹『総務省』平成 23 年 12 月 20 日「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申

て算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません。

弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています²。当社以外にも、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化を実現しています。

このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。

(分岐単位接続料に係るメニュー等についての考え)

① OSU 共用

OSU 共用は、サービス均一化を強られることや1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用によって設備利用の非効率化が生じる等の問題があり、安易に導入すべきでないと考えます。

② OSU 専用(エントリーメニュー)

今回検討されている OSU 専用メニュー(エントリーメニュー)では「複数年度段階料金の設定」を行う案が示されていますが、本案については、自ら設備投資リスクを負って事業展開している事業者がユーザーに提供している FTTH サービスの料金を極端に下回る料金設定が可能な水準で下限(1年目)の接続料を設定した場合、現在機能している設備競争が成り立たなくなることになりかねない点に留意が必要です。

また、今回申請された平成 24 年度のシェアドアクセスの一芯単位接続料が当初の予定より下がっているため(NTT 東日本:3,013 円、NTT 西日本:3,846 円)、接続事業者が8分の2の利用者を収容することで、ユーザーあたりの実質的な接続料水準を ADSL 相当に近づけることがよりやり易くなることを踏まえれば、分岐単位接続料を導入する必要性はこれまでより下がっていると言えます。

むしろ、競争事業者が FTTH サービスの提供を円滑に進められるよう、以下のとおり、光配線区画内のシェアドアクセス利用可能世帯数の適正化を図ることが先決であると考えます。

² [速度]NTT 東・西:フレッツ光(最大下り 200Mbps)、KDDI:ギガ得(最大下り1Gbps)

[料金]NTT 東:「フレッツ光(戸建)」月額 6,720 円(ISP は OCN を選択)、KDDI:「ギガ得プラン(戸建)」:月額 5,460 円

※2012 年 1 月末時点

(光配線区画内世帯数の適正化について)

NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1配線区画あたりのカバー世帯数が重要になりますが、NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。

また、NTT 東・西が主張している 1 配線区画におけるシェアド利用可能な平均世帯数 (NTT 東:約 50 世帯、NTT 西:約 40 世帯)についても、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会 接続委員会(平成 24 年 1 月 16 日資料)におけるNTT 東・西から回答のとおり、本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。

NTT 東・西によれば、今後、ローカルエリアを対象に光配線区画の拡大を図っていくとのことですが、上記のとおり、都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しており、現に効率的にユーザーを獲得することができない状況が発生していることも考慮する必要があります。

公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、全国における配線区画内のシェアド利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要であり、NTT 東・西においてはユーザーニーズを踏まえ、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報開示することが必要と考えます。

4. NTT 東・西のボトルネック設備に係る利用の同等性確保について

NTT 東・西に対しては、ブロードバンドの普及・促進に向けた公正な競争環境を整備することを目的に、ボトルネック設備に係る利用の同等性を確保する手法として「機能分離」が行われました。「機能分離」導入の趣旨に鑑みれば、NTT 東・西の設備部門が保有する設備に関する情報や技術条件等については、NTT 東・西の利用部門と接続事業者が、同じ情報を同じタイミングで利用できるようにする必要がありますが、現状においては以下の点で同等性の確保が不十分であり、直ちに改善すべきです。

【光配線区域情報に係る円滑化及び透明性向上】

現状、光配線区域情報についてはリアルタイムに情報が公開されていないため、定期的にNTT 東・西に都度、調査費用を負担して調査依頼する必要があります。このように、接続事業者がNTT 東・西が提供する「光配線区域情報」をベースに設備構築を実施している一方、NTT 東・西の利用部門は本「光配線区域情報」を利用していないと主張しており、接続事業者とNTT 東・西の利用部門間で情報の同等性が確保されていない懸念があります。

公正な競争環境を確保するため、NTT 東・西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けられているか検証するとともに、ウェブ等で配線区域情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT 東・西の利用部門と接続事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきです。

そもそも、国民生活の利便性向上を実現するという観点からも、光ファイバの利活用促進に繋がる線路敷設基盤の情報については、自治体や接続事業者のみならず広く国民が利用できるような形で公開することが、NTT 東・西の当然の責務であると考えます。

【光ファイバの提供可能時期の回答にかかる期間の短縮化】

光ファイバの提供可能時期の回答期間については、接続約款第34の4に「光信号端末との接続申込みがあった場合において、(中略)申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期に係る情報を回答する」と定められており、NTT 東・西から接続事業者への回答に時間を要するため、短期間での開通が実現しているNTT 東・西のユーザーと比べて、接続事業者のユーザーの利便性が著しく低い状況にあります。公正な競争を図るためには、本来は接続事業者が、NTT 東・西の利用部門と同じタイミングで提供可能時期に関する情報を利用できる必要があり、ユーザー利便の向上の観点からも、NTT 東・西は、まずは接続事業者への回答早期化に向けた取り組みを直ちに行うべきです。

また、接続事業者がNTT 東・西の利用部門と同じタイミングで情報を利用できるようにするためには、本来はNTT 東・西の利用部門が利用している工事日即決機能を、接続事業者にも適正なコストで早期に利用可能とさせることが必要であり、接続約款についても現行の3週間ルールを大幅に短縮すべきです。

【コロケーション等におけるDランクの解消】

競争事業者がエリア展開を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションや中継ダークファイバ等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT 東・西の設備を利用できない問題が生じています。長期間Dランク(利用不可)となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべきです。

そのためには、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、以下の点について同等性が確保されているか、検証が必要と考えます。

(具体的な検証項目例)

- 全局舎の情報がタイムリーに開示されているか。
- 接続事業者は、NTT 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか。

5. 光ファイバ利活用促進に向けたその他の課題について

【分岐端末回線に係る加算料におけるキャビネットに関する費用算入の在り方】

今回の申請案では、引き通し形態での工事が一般化していることを踏まえ、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューが追加されましたが、本メニューでは、キャビネットに関する費用はキャビネットの設置の割合に応じて加重して算入されています。これは平成 22 年 3 月 29 日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、「接続事業者の申込み内容に関わらず、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態を踏まえると、NTT 東・西においては、今後、キャビネットボックスの設置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当」との考えが示されたことを踏まえたものと思われま

す。しかしながら実際には、前述のとおり、当社においてはほぼ全てが引き通しの形態で工事を行っていることから、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューについては、接続事業者毎にキャビネットボックスの利用実態に合わせて料金設定を行う必要があると考えます。

【地中化エリアにおける光ファイバの開放】

地中化による無電柱化等が進行している地域で FTTH サービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。

現状の接続ルールにおいては、NTT 東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT 局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできませんが、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保する観点から、「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべきと考えます。

【マンション向け光屋内配線の開放】

屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である NTT 東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。

今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設

備化して開放を義務化するなど、ユーザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るためにも、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべきと考えます。

以上